

震災復興官民連携支援事業について

目的

東日本大震災からの復興に当たっては、公的主体自らの取り組みはもとより、民間の資金、経営能力、技術的能力を最大限活用するための仕組みを導入することが有効であると考えられます。

このため、震災復興に係る官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、官民連携事業導入の検討に要する調査委託費を助成することにより、震災復興に係る官民連携事業の案件形成を促進することを目的とします。

※本募集は、平成25年度予算の成立を前提に行うものであり、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等を変更する場合があります。

補助対象

国土交通省の所管する事業であって、震災復興に係る官民連携事業の導入を検討する東日本大震災復興特別区域法の対象区域内の地方公共団体等を対象とします。

補助対象経費・補助率・補助限度額

震災復興に係る官民連携事業の検討のために、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費)を、予算の範囲内で、全額国費による定額補助として助成します。補助金1件当たりの上限は20,000千円です。

応募受付期間

平成25年3月5日(火)～平成25年4月19日(金)

スケジュール(予定)

